【令和８年度　第４回新潟県最低賃金専門部会　議事録】

１　日　時　令和８年８月５日（水）　９：３０～１５：００

２　場　所　新潟美咲合同庁舎２号館２階　新潟労働局会議室

３　出席者

公益代表委員　　長谷川部会長、有元部会長代理、磯部委員

労働者代表委員　遠藤委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員　徳武委員、庭山委員、竹越委員

事　　務　　局　　岡崎労働基準部長、木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

４　議題

（１）新潟県最低賃金の改正について

（２）その他

５　資料

配布資料のとおり

６　議事内容

【事務局　佐藤室長補佐】

それでは定刻となりましたので、只今から令和 8 年度第 4 回新潟県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、同令第 6 条第 6 項の規定により、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会は公開となっており、本日 4 名の傍聴者がおられます。また、報道関係者 1 社 2 名の方が傍聴されておられます。

それでは議事進行は部会長にお願いいたします。

【長谷川部会長】

本日もよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題の 1、新潟県最低賃金の改正について、に入ります。

最初に事務局より連絡事項をお願いします。

【事務局　木村室長】

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

私の方から、他局の審議状況をご報告させていただきます。

内容につきましては、この部会限りということでよろしくお願いしたいと思います。
まず、決定しました局を申し上げます。
A ランク神奈川です。全会一致で決定しておりまして、引き上げ額は目安通りの 54 円でした。改定後の賃金額は 1,279 円となり、発効日は 10 月 1 日でございます。
次に、B ランク兵庫です。こちらも全会一致で決定しておりまして、引き上げ額は目安通りで 56 円。改定後の賃金額は 1,172 円となり、発効日は 10 月 1 日です。
最後に、B ランク北海道です。全会一致で決定しておりまして、引き上げ額は目安通りで 56 円。改定後の賃金額は 1,131 円となり、発効日は 10 月 1 日でございます。
以上、3 道県の状況につきまして、ご報告させていただきました。

【長谷川部会長】
ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問はありませんか。
なければ審議に入ります。
この場で改正に対してご説明したいということが何かございますか。

（発言なし）

【長谷川部会長】
それでは早速ですが、二者協議に入ります。
本日はすぐにこの協議に移るということではなく、まずは皆さんそれぞれの控室にこれから移動していただき、打ち合わせを行っていただくことといたしますので、よろしくお願いします。
事務局から説明をお願いします。

【事務局　佐藤室長補佐】
それでは、この後二者協議となりますので、非公開となります。傍聴の方はこの場でお待ち願います。
委員の皆様におかれましては、控室にご案内いたします。公益委員は 3 階第 3 小会議室、労働者代表委員は労働基準部長室、使用者代表委員は 3 階第 2 小会議室が控室となっておりますので、ご案内いたします。
それではご移動をお願いいたします。

【長谷川部会長】
お待たせいたしました。遅くなりましたけれども、本専門部会の審議を再開いたします。
これまで審議を重ねてまいりました。労使双方ともお互いの主張を言い尽くしたところでございます。
残念ながら金額の一致は見られませんでしたので、ここで公益委員見解を出させていただき、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは事務局は公益委員見解の配布をお願いします。

（事務局から公益委員見解を配布）

【長谷川部会長】
　皆様、お手元に届きましたでしょうか。
　本専門部会としましては、労使の主張を踏まえまして全体一致に努力してきたところではございますけれども、遺憾ながら最終的に意見の一致を見ませんでした。
　そのため、部会長として公益委員見解を本専門部会に提示いたします。
　ご覧いただければと思います。
　それではこれより、今ほど提示した公益委員見解で示した結論、すなわち今年度の改定額につきまして 58 円引き上げまして、1,108 円とすること、ならびに政府への要望にかかる付帯決議を踏まえて作成した専門部会の報告書につきまして、採決を行いたいと思います。
　ただいまからその採決の対象となります報告書案を配布いたします。

（事務局から専門部会報告書案を配布）

【長谷川部会長】
　皆様、お手元に届きましたでしょうか。
　報告書の中に別紙 1 とあります、この別紙 1 には改定額の内容が記載されております。
　別紙 2 につきましては、政府への要望が記載されています。
　別紙 3 につきましては生活保護との比較が記載されておりますが、皆様、揃っておりますでしょうか。
　ご確認いただければと思います。

【長谷川部会長】
　採決について説明します。
　採決は 3 回に分けて行います。
　1 回目は改定額 1,108 円を内容とする別紙 1 と、生活保護との比較の別紙 3 を一緒に採決を行います。
　2 回目は政府への要望にかかる付帯決議の別紙 2 につきまして採決を行います。
　最後に 3 回目として全体を一括して採決を行うことといたしますが、それでよろしいでしょうか。

【長谷川部会長】
　それでは 1 回目の採決を行います。
　まず別紙 1 と別紙 3 について賛成の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　5 人であります。

【長谷川部会長】
次に反対の方、挙手をお願いします。

【事務局　佐藤室長補佐】
3 人であります。

【長谷川部会長】
　賛成 5 名、反対 3 名でしたので、改定額 1,108 円を内容とする別紙 1 と生活保護の比較別紙 3 については、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項が準用する最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数以上の賛成と認められますので、58 円引き上げ 1,108 円に改定すべきであると本審に報告するということに決定いたします。

【長谷川部会長】
　続きまして、2 回目の採決を行います。政府への要望にかかる付帯決議の別紙 2 に賛成の方、挙手をお願いします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　8 人であります。

【長谷川部会長】
　政府への要望にかかる付帯決議の別紙 2 については、全会一致と認められますので、別紙 2 を報告書の政府への要望にかかる付帯決議として本審に報告するということで決定いたします。

【長谷川部会長】
続いて 3 回目の採決を行います。報告書全体を一括して賛成の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　5 名であります。

【長谷川部会長】
　反対の方、挙手をお願いいたします。

【事務局　佐藤室長補佐】
　3 名であります。

【長谷川部会長】
　よって最低賃金審議会令第 6 条第 6 項が準用する最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数以上の賛成と認められますので、本専門部会報告書について本審に報告するということで決定いたします。
　これまで集中してのご審議、ご協力に感謝申し上げます。
　それでは事務局へ進行をお返しいたします。

【事務局　木村室長】

ご審議ありがとうございました。ここで、労働基準部長の岡崎より挨拶させていただきます。

【事務局　岡崎労働基準部長】

労働基準部長の岡崎でございます。閉会にあたりまして、私から委員の皆様方に一言御礼申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、法の 3 要素に基づき、また閣議決定文書にも基づきながら、真摯にご審議をいただきました。誠にありがとうございます。

この後、本審を経まして、最低賃金額が改定された暁には、まずはその改定額について、労働局として積極的に周知をしてまいります。

併せて、業務改善助成金などの各種助成金、支援策、これも併せて周知をしてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【事務局　佐藤室長補佐】

事務局から今後の日程につきましてご説明いたします。このたび、改定額が決定いたしましたので、本日、第3回新潟地方最低賃金審議会の本審を 4 階合庁会議室で開催させていただきます。なお、開始時刻は午後 3 時 30 分からを予定いたしますが、改めてご案内いたしますので、委員の皆様におかれましては控室でご休憩ください。

以上をもちまして、第 4 回専門部会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でございました。